

法人市民税税率表

埼玉県狭山市

1. 法人税割の税率

| 事業年度 | 平成 19 年 3 月 30 日までに 終了する事業年度 | 平成 19 年 3 月 31 日 ～平成 23 年 3 月 30 日に 終了する事業年度 | 平成 23 年 3 月 31 日以後に 終了し平成 26 年 9 月 30 日 までに開始する事業年度 | 平成 26 年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度 |
|---|---------------------------------|--|---|---------------------------------|
| 法人等の区分 | | | | |
| 次の いずれか に該当する法人 ①資本金の額又は出資金額が 10 億円 を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税 額 (分割前) が 1,000 万円を超える 法人 ③保険業法に規定される相互会社 | 12.3% | 13.5% | 14.7% | 12.1% |
| 上記以外の法人 (資本金の額又は出資金額が 10 億円 以下で、 かつ 、法人税割の課税標準と なる法人税額 (分割前) が 1,000 万円 以下の法人) | 12.3% | | | 9.7% |

※中間申告、あるいは事業年度が 1 年に満たない法人等の場合は、上記「1,000 万円」を、「1,000 万円×課税標準の算定金額の
月数（1 月に満たない端数は切り上げる）÷12」と読み替えてください

2. 均等割の税率

| 法人等の区分 | | 税率（年額） |
|---|-----------|--------|
| 資本金等の金額 | 狭山市内の従業員数 | |
| 50億円を超える法人 | 50人超 | 300万円 |
| | 50人以下 | 41万円 |
| 10億円を超え50億円以下の法人 | 50人超 | 175万円 |
| | 50人以下 | 41万円 |
| 1億円を超え10億円以下の法人 | 50人超 | 40万円 |
| | 50人以下 | 16万円 |
| 1,000万円を超え1億円以下の法人 | 50人超 | 15万円 |
| | 50人以下 | 13万円 |
| 1,000万円以下の法人 | 50人超 | 12万円 |
| | 50人以下 | 5万円 |
| 1. 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） 2. 人格のない社団等 3. 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同様。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） 4. 保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額または出資金の額を有しないもの（1から3までに掲げる法人を除く。） | | 5万円 |

※資本金等の額

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）

※事業年度が1年に満たない場合は、均等割額×月数÷12（100円未満切捨）。この場合の月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月、1月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

<お問い合わせ先>

埼玉県狭山市役所市民税課

電話 04-2953-1111
（内線 1093・1096）

◇狭山市公式ホームページ内、「市民税課のページ」-「法人市民税のコーナー」もご参照ください。

<http://www.city.sayama.saitama.jp/kakuka/soumu/siminzei/hp/houzinsimin/top.htm>

平成26年10月1日版